

令和7年2月

城南衛生管理組合議会

総務常任委員会

会 議 記 録

令和7年2月城南衛生管理組合議会総務常任委員会

開催日時 令和7年2月5日(水) 午前10時

開催場所 城南衛生管理組合クリーンパーク折居事務所棟2階大会議室

出席委員(10人)

山本 精	委員長
奥村 順一	副委員長
田邊 晴美	委員
岡田 久雄	委員
奥村 文浩	委員
宮園 智子	委員
岡本 里美	委員
藤田 智晴	委員
松峯 茂	委員
山崎 匡	委員
稲吉 道夫	議長(オブザーバー)
福田 佐世子	副議長(オブザーバー)

欠席委員(1人)

塚本 五三藏	委員
--------	----

説明のため出席した者

野村 賢治	専任副管理者
山本 晃治	総務部長
川島 修啓	施設部長
橋本 哲也	総務部次長
馬 渕 武志	総務課長
五十嵐 正和	循環型社会推進課長
川戸 辰也	施設課長
倉富 晋一郎	総務課主幹
福山 さやか	施設課課長補佐
増田 清孝	循環型社会推進課課長補佐

事務局

親見 善人	議会事務局長
-------	--------

議 題

- 1 循環型社会推進会議について
- 2 ごみ処理手数料の状況について

午前9時54分開会

○山本 精委員長 本日は、総務常任委員会を招集いたしましたところ、稲吉議長、福田副議長、並びに委員各位におかれましては、何かとお忙しい中ご参集をいただきまして、厚くお礼申し上げます。

会議前の連絡事項についてご報告いたします。

本日、塚本委員より欠席の届出がありましたので、ご報告いたします。

ただ今の出席委員数は10人でございます。既に定足数に達していますので、委員会は成立いたしました。

ただ今から総務常任委員会を開会いたします。

初めに、理事者から挨拶の申入れがございまして、お受けいたします。

野村専任副管理者。

○野村賢治専任副管理者 おはようございます。

本日、総務常任委員会が開催されましたところ、委員各位におかれましては、大変お忙しい中ご参集を賜りまして、厚くお礼を申し上げます。稲吉議長、福田副議長におかれましては、ご多忙の中ご臨席を賜りまして、誠にありがとうございます。皆様方には、日頃から当組合の業務運営に対しましてご理解とご指導をいただいております。重ねてお礼を申し上げます。

さて、本日、ご報告をいたしたく存じておりますのは、「循環型社会推進会議について」「ごみ処理手数料の状況について」の2点でございます。

委員会資料に沿いまして担当からご報告いたしますので、委員各位のご指導、ご意見を賜りますようお願い申し上げます。開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

本日は、どうぞよろしく願いいたします。

○山本 精委員長 ありがとうございます。

それでは、本日の議題に入りたいと思います。なお、当局側の説明、質疑応答につきましては着席にてお願いいたします。

それでは、1点目の「循環型社会推進会議について」の説明を求めます。

五十嵐循環型社会推進課長。

○五十嵐正和循環型社会推進課長 ありがとうございます。

そうしましたら、資料に基づきまして、循環型社会推進会議についてご説明をさせていただきます。

去る12月10日に第2回会議を開催し、11月2日に開催しました立命館宇治高等学校意見交換ワークショップに係る報告や、減量施策についてご議論いただいたところでございます。

先の委員会で先生方から、若者の意見を含め、どんな意見が出たのか分かる資料をとのご指摘がございましたので、参考資料といたしまして2つございます。1つ目が、こ

れまでに出された意見についての論点整理というものと、もう1つ、立命館宇治高等学校意見交換ワークショップに係る報告をそれぞれ添付させていただいております。

これまでに出された意見についてに戻っていただきますと、一例をご紹介しますと、番号の2番や6番のところなどを見ますと、雑がみの認知度を高める必要があるといったご意見を頂いたり、下の方の11番や16番では生ごみ処理器の普及を検討すべきというご意見を頂いたり、ページを2枚めくっていただきまして、58番になるんですけども、58番、59番、60番、61番が高校生のワークセッションの意見でございまして、58番の子供用品のリユースや、59番にございますように、家具や服のリペアを推進したり、60番のリセールについては、行政とコラボレーションができないかとか、61番、62番は、ショッピングモールをうまく活用してリサイクルをもっと大々的に宣伝したらどうかなどといったご意見を頂戴しているところでございます。また、参考資料の立命館宇治高校意見交換ワークショップに係る報告書は、2枚目から写真になっておりまして、高校生たちの熱い議論の様子や、それぞれ、実際に板書した議論の経緯などが見ていただけたと思います。

戻りまして、新聞報道にもございましたように、第2回会議では、冒頭に委員長から提案がございました。その提案と申しますのは、ごみの減量のために分別をするとポイントがもらえるということをすれば分別が進むだろうと、また、ごみ減量に有効なごみ袋有料化をすればポイントの原資にもなるだろうと、そうすると、有料化によってごみが減量して、また、減量活動をしてポイントが獲得できる、二重にごみの減量ができるだろうと。ごみ袋はポイントで買えるので、分別を頑張っている方には経済的な負担がないというポイント制について提案がなされたところでございます。

各委員からの主な意見といたしましては、エコポイントと有料化をつなげた新しい手法と評価する意見がある一方、エコポイント制が成功している事例をあまり聞いたことがないというご意見や、ごみ袋有料化については拙速にせず、しっかりと議論を深める必要があるといったご意見を頂戴しているところでございます。

ほかにも、議論の中では雑がみの分別の情報提供や、民間も含めた資源ごみ回収拠点の支援といったものから、消滅型の生ごみ処理器のキエーロについての意見とか、環境ふれあいひろばの活用等々についてご意見を頂いたところでございます。

今後の予定でございまして、2月18日に第3回会議を開催し、ごみ袋有料化についてしっかりと議論を深めていただいた上で、ごみ減量施策について提言案を取りまとめていただきたいと考えております。提言された減量化施策については、各構成市町でさらに検討いただいて、7年度以降、順次、実施していただければと考えております。

説明は以上でございます。

○山本 精委員長 以上で説明が終わりました。

質問はございませんか。

山崎委員。

○山崎 匡委員 おはようございます。よろしく申し上げます。

まず、循環型社会推進会議については当初からご報告もいただいて、目的等もお聞かせいただいています。大きなテーマとしては、循環型社会をいかにつくっていくかということで、その中でのごみの減量であるとか、リサイクル、リユース等の啓発をどうしていくかということです。それはどんどん進めていかないといけない社会的な課題だと私も受け止めておりますが、実際に各市町に、城南衛生管理組合からの提言という形になるのか、この推進会議からの提言という形になるのか、ちょっとそこは、最後、どういう形にされるのか分からないんですが、各構成市町に意見が届けられるということですよ。構成市町の方でどう判断するかということになってくるわけです。

ごみ処理のことについては、城南衛生管理組合はもちろんですが、例えばごみ袋の有料化もそうですが、どういったごみ収集の体制をつくるかとか、廃棄に向けての体制をつくるかとか、リサイクル、リユースの体制をつくるかというのは各構成市町独自の、それぞれの自治体の業務だということなので、あくまで意見として伺いして、そこで各自自治体で判断するということが待っているわけです。そのときに、足並みをそろえてやる必要があるものもあれば、そうじゃないものもあると私は思うんですけども、その辺について、これは組合の方から各市町に、取扱いをどのようにやっていただくというところまで、強制力と言ったら変ですけど、そこはないと思うので、どういうところまでを進めたいという思いでやっていくのかということが非常に大事なかなと思いますので、その辺り、お聞かせいただきたいと思います。

○山本 精委員長 五十嵐循環型社会推進課長。

○五十嵐正和循環型社会推進課長 ありがとうございます。

推進会議の趣旨でございますけれども、こちらの方は、住民の方々や有識者の方々、それに市町の担当課長の皆様にも入っていただいて、循環型社会、減量化施策と一緒に考えていこうという場でございますので、そこで出された提言につきましては、市町さんの方も真摯に受け止めていただいて、できることを、当然、時間のかかること、また、地域によっての地域性もございますので、それぞれを踏まえてしっかりと取り組んでいただけるものと期待しております。

○山本 精委員長 山崎委員。

○山崎 匡委員 なので、あくまで各自自治体で判断されるということですね、特にごみ収集と廃棄に当たっては自治体固有の業務でありますから。そのために、各自自治体は市民、町民の皆さんなどから税金を集めてその業務に当たっているということで、これは切っても切れない問題です。

その中で、市町で構成している城南衛生管理組合ですから、当然、大いに関係はあるんですけども、例えば委員長さんから意見が出された、エコポイントを活用したごみ袋有料化というのは、まさにこれ、判断はそれぞれの構成市町の自治体でされるわけで、そのときに、じゃ、これをやりますとなっても、当然、自治体ごとに大きな差が出てくるわけですよ。例えば、あるところでは今までもごみ減量には相当力を入れてやって

いるので、エコポイントを住民の方がたくさん利用されたら一定の効果を発揮すると。ただ、あるところでは、これを導入したからといってあまり効果がない、今までと変わらない。逆にゴミ袋が有料になったら何でもゴミを捨ててしまえということで、分別がより後退するというような課題が出てくると。そうなったときに、やっぱり私は本来の目的が果たされずに進んでいくのではないかなと思います。

意見でも、各委員さんから出されてたように、エコポイントがうまくいったような事例を聞いたことがないというようなことがありますので、あくまでこれは委員長さんが出された私案なのかなと私は思っていますけれども、会議の中では、この件に関してはどの程度議論が行われたのかというのをもう少し詳しくお聞かせいただけますか。

○山本 精委員長 五十嵐循環型社会推進課長。

○五十嵐正和循環型社会推進課長 ありがとうございます。

12月10日の議論でございますけれども、エコポイントについては、まず、それ自体は、当然、市町さんの方で検討されることでございますので、ここで委員長、郡寫先生が言いたかったのは、お互いが助け合う。分別できる人、できない人がおられて、そのことが二極化して行って、分別していないゴミ袋というのは本当に、雑誌がそのまま入っているとか、全然、分別していない。こういう人たちの行動変容をどうしたらいいだろうという議論がある中で、郡寫先生から出た意見は、分別していない人を罰するという感覚ではなくて、分別できへん人を分別できる人が助けると。助けたことに、分別できない人が対価を払うんじゃないかと、地域全体として評価をしてあげよう。そうすれば、分別できない人を助けるというお互いの助け合いというのが広がっていく。そういう人に優しい地域づくりというのが、ひいては循環型社会という形になるんじゃないかというお話をされていたというのが12月10日の議論のメインのところかと思えます。

○山本 精委員長 山崎委員。

○山崎 匡委員 ありがとうございます。

今お聞きしていたら、何が何でもというよりは、まず、環境をどうつくっていくか、社会の環境ですよね、分別に関してとか、ごみの廃棄に関してどういう社会をつくっていくのかという、そちらがメインだというお話だったので、それは1つ、大変重要なことだと思いますし、そうなってくると構成市町でも、私もこの会議に議会議員として参加させていただいてまだ約2年弱ですけれども、それぞれの構成市町が、例えば分別を推進するためにこんなことをやっていますとか、リサイクルのためにこんなことをやっていますとかいう情報の共有が必要になるんじゃないかなと思うんです。私たち議員はそれぞれ個人で勉強して、各市町の議員さんもいるんだから、それぞれ聞き取りをして、やっていったらいいんじゃないかというご意見もあるかもしれないんですけど、やっぱり組合として、こういう構成をしている以上は、そこで情報共有されて、これはこの自治体でも提案したらできるんじゃないかとか、こういう施策をもっと改めてい

く、今やっているけれども、もう少し進化させていくとかということにつながっていくようなことになるんじゃないかなと思います。

確かに循環型社会推進会議には各市町の職員の皆さんが出席されているんですけど、職員の皆さんはそれをよく知っておられるんですけど、やっぱり最終的に議会で議決をするという私たち議員の立場でいいますと、そういう行為をする責任重大な立場ですから、それが議員間でも協議できるような、また、情報共有ができるような場を、ぜひ、この議会の委員会であつたり本会議であつたりなどで用意をしていただきたいなと思います。まず、それが1点、思っていることです。

ごみの分別、減量について、立命館宇治高校の方がたくさんアイデアを出していただいて、ご意見を出していただいてということでお伺いしました。私たち宇治市議会でも、一度、高校生の皆さんとか中学生の皆さんがどういう活動をされているのかというのをご紹介いただくような機会を持ったことがあるんですけども、やっぱり私たちが気づかないような視点でも物を考えておられるし、いろんなところを見ておられるというのが非常によく分かる、非常に大事な活動だなと受け止めてさせていただいています。

その中で、リサイクルやとかリペアとか、リユースも含めてなんですけど、よく3Rと言ったり、以前ご紹介いただいた、最近は10Rという考え方になっているということをお伺いしたりするんですけど、このリサイクルやリユースとかの状況というのが、私は宇治のことは分かるんですけども、ほかの自治体の状況で、どの程度進められているのかなというのを、出てきた意見なんかも含めてご紹介いただきたいなと思うんですけど、いかがでしょうか。

○山本 精委員長 五十嵐循環型社会推進課長。

○五十嵐正和循環型社会推進課長 実は12月10日の推進会議の中でもそういった、他自治体の取り組み具合といったものをご紹介させていただいております。例えば先ほど出ました雑がみでございませう。やはり燃えるごみの中で紙類というのはどうしても多うございませう。ところが、委員の方々に聞いてみましても、紙を燃やすごみにしかならない紙と資源になる紙というのを分けるのが、段ボールとかコピー用紙とかは分かるんですけど、そこから先の、いわゆる雑がみと言われると、包装紙は入るのかな、レシートは入らないよと。普通の封筒はいけるけど、窓のついた封筒は駄目とか、結構、そこが煩雑だというご意見、お話もあって、より分かりやすいものをつくってはどうかというのがありまして、先進事例としては、千葉市の方でAIを活用して、尋ねると、AIが「これは雑がみ」ですとか「これは燃えるごみです」とか答えてくれると。しかもカメラで写せば答えてくれると。推進会議のときにもご説明したんですけど、私、試しにシュレッダーした紙ごみをビニール袋に入れたものを撮影しましたところ、布団と認識して、間違った回答にはなっていました。まだ開発途上ですが、そういったもののご紹介や、あとは、そもそも何でも雑がみにしますという話が、札幌市でありますとか愛知県の西尾市というところでは、特別な再生業者がいるんでしょうけれども、いわゆる汚れた紙以外は、それこそお酒とかトマトジュースなんかの、紙パックなんだけ

ども内側にアルミが貼ってある紙というのは普通では再生できないんですけど、そういったものや、プラスチックコーティングされた飲料容器、何でも、汚れた紙以外は全てパルプにしますよといった事例なんかも推進会議の場でご紹介させていただいているところがございます。

以上でございます。

○山本 精委員長 山崎委員。

○山崎 匡委員 ありがとうございます。

今、少しお聞きしていた中でも、いろいろできることがたくさんあるんじゃないかなということを感じます。事例でご紹介いただいたような窓開き封筒で、紙の窓もあれば昔ながらのビニールの窓もあると。例えば構成市町の自治体からも、今でもまだビニールの窓がついた封筒が送られてくることも時々あります。そういう中でいうと、やっぱり市民、住民の皆さんだけに分別をお願いするということが最終的にはなるんですけども、どうしてもその前段階の、そういうものを出す事業者のところはどういう働きかけができるかということが非常に重要になってくるし、社会全体を変えていこうと思うと、やっぱり個人でできることには限界があって、もっと大きい目で見て、そこを変えていくというふうになっていかないといけないという大きな課題だと思いますので、ぜひ、その部分を、審議会は審議会の目的があって、構成市町にその意見ちゃんと届けていくという前提がありますけれども、やっぱり城南衛生管理組合としての事業の一環として、構成市町のみに関わらず、例えばペットボトルのリサイクルで、サントリー以外に新しくコカ・コーラと提携したとかいうことで、事業者といろいろつながっていくことがあると思うので、例えば紙パックを大量に生産されて商品化されている企業さんももちろんあるわけですから、そういうところにも、もともとアルミが内側に貼ってあるものというのは、商品を衛生的に、しかも長期に保存するという目的があって作られているんですけども、いざリサイクルやとか、あと、古紙回収で雑がみとして出そうと思ったら、それを剥がして、全部やっていかないとできないと。それで本当に大丈夫なのか、いいのかと。それが何でも廃棄されるごみになっていく、ごみが増える、そこに大量の予算が必要になってくるということになりますので、その働きかけを強めていく活動というのに、今後、より力を入れていただきたいなと思っています。

頂いた資料については、私もさらに熟読させていただいて、必要であれば個別にもお伺いしていきたいと思っておりますので、ぜひ、いろいろとまた議論ができればなと思います。よろしく願いいたします。

以上です。

○山本 精委員長 ほかに質問はございませんか。

岡本委員。

○岡本里美委員 お願いいたします。1点だけお聞きいたします。

循環型社会推進会議では、令和6年度に3回の会議を開催していただき、多くの意見を取りまとめいただきまして、ありがとうございました。

その推進会議なんですけれども、令和7年度は引き続きどのようなことをやっていけるのか、また、一旦、令和6年度で一応終了されるのか、そこを教えていただきたいと思います。

○山本 精委員長 五十嵐循環型社会推進課長。

○五十嵐正和循環型社会推進課長 ありがとうございます。

令和7年度以降でございますけれども、今考えておりますのは、当組合の事業を進めていくに当たって、住民の皆様や有識者の皆様のご意見を頂く大変重要な場でございます。また、各市町について、提言内容がどういうふうに反映されていくのかといったところの情報交換、進捗状況の確認の場としても使えるものと思っておりますので、そういったものを1回か2回、開かせていただいたらと考えております。

○山本 精委員長 岡本委員。

○岡本里美委員 では、令和7年度も引き続き、その推進会議が行われるということで、分かりました。結構です。ありがとうございます。

○山本 精委員長 ほかにございませんか。
宮園委員。

○宮園智子委員 失礼いたします。2点あるんですが、こちらの循環型社会推進会議、すごくいい意見がたくさん出ていると思うんですけれども、これの中で、本当に他市町にはいろいろなご意見があると思うんですけれども、意見を聞いていて、実現しそう、手応えのあるようなご意見というのはあるのかなということをお伺いしたいと思います。例えば一番最初のごみ袋有料化というのも、今調べておりましたら、結構、成功事例とかがたくさんありますので、この中で手応えのあるご意見がもしあれば、教えていただいてよろしいでしょうか。

○山本 精委員長 五十嵐循環型社会推進課長。

○五十嵐正和循環型社会推進課長 ありがとうございます。

資料の主な意見のところを上から順番にご紹介しますと、いわゆるエコポイントを活用したごみ袋有料化というのは、まだ全く例がございません。次の、ごみ袋有料化というのは委員の中からもいろんな意見が出るんですけれども、やっぱりベースとしては、京都市が4割削減できたと言われています。あと、清掃工場を5つから3つに減らしたというのは、実は私も市の方と会うと大変誇らしげにいつも語られるので、そういう効果があるようでございます。

家庭系のごみ減量の徹底した分別推進というのは、こういったことを何とか、ここの議論で出ているのは、エコポイントの中で、分別している風景を写メみたい撮って事務局に送ると事務局から1ポイントもらえるとか、何かそういうゲーム感覚が使えたらなという話がございました。

古紙、雑がみの分別のための啓発というのは、やっぱり辞典がより分かりやすく、ただ、議論は出たんですけど、ちょっと難しそうなのは、分別の名前が微妙に違うんです。

「燃えるごみ」とか「燃やすごみ」とか、ほかの市町では「燃やすしかないごみ」とか、委員長からは「リサイクルできないごみ」とか、微妙に表現が違うので、表現を統一していただくと、住民さんの方としては分かりやすいんですけど、実はこれがなかなか難しいようで、あと、分別の仕方も微妙に、汚れたプラスチック容器は「燃やすごみ」なのか「燃やさないごみ」なのか市町によって違うとか、そこも統一してほしいという意見はあるんですけど、なかなか難しいようでございます。

次の、民間回収拠点の活用というのは、これはいろいろ出てきておりますので、これは順次取り入れられていくと考えております。

次が生ごみ処理器キエーロの普及でございますけれども、これも実は6年のときに実際に使っている市町の方へ視察に行きまして、なかなかこれはいいので、これは意外に手間暇かからず、単に黒土の中に生野菜を入れ込むだけでございまして、しばらくすると消えてなくなるという、ちょっと信じ難いようなんですが、うちでもやっているんですけど、意外に便利なので、これは普及するかなと、ちょっと期待しているところでございます。実は1階のふれあいひろばの方に展示もしております。これはぜひ普及させたいと思います。

生ごみ、プラごみについて名前の変更というのは、生ごみというのはそれ自体が水浸しのイメージを受けるので変えたらどうかとか、プラごみも、プラスチックを資源とみなさないというご意見をいただいて、先ほど申しましたように、名称の変更というのはなかなかハードルが高いのかなと思っておりますけど、今後とも検討してまいりたいと考えています。

○山本 精委員長 野村専任副管理者。

○野村賢治専任副管理者 特に若者、高校生の意見の中で特徴的でしたのが、立命館高校ということもあるんですけども、学生服のリユースということが2つのグループで課題になっていまして、1つのグループはそれをただで、もう1つのグループは安く譲るという発想でしたけれども、そういうのが出ておりました。今、委員からご質問がありました、活用できるかどうかということなんですけれども、実は学生服のリユースというのは、宇治市さんは既にやっておられるんです。ただ、ほかのところではあまりできていない。宇治市さんができているのであれば、ほかのところでもできれば、もっと大きな単位で流通させることができるということで、先ほどの山崎委員のご質問にもありましたけれども、そのあたりを、私のところで担当課長会議というのを毎月していますので、そういうところで横展開していく。今回のこの循環型社会推進会議はそれぞれ市町から委員で入っていただいておりますので、その場でも横展開できますので、そう

いったことをそれぞれの市町に持って帰っていただいて、例えば担当課長会議で、これ、全部でやりませんかとか、そういうことが進んでいけばいいのかなとも思っていますし、郡嶋先生から出たエコポイントにつきましても、宇治市さんが3年前ですかね、スタートされて、その後に城陽市さん、1年遅れで、今、久御山町さんまで、2市1町でスタートされています。これも、もっと広い範囲でできれば、全国的にはあまり成功例はないですけども、この地域なら成功例もあるのかなとも思っていますし、たしか宇治市さんがスタートされたときに、これは非常にいい制度だから、ほかの市町でもやれるようにしてもらったらどうだという意見があったかと思います。そういったことも踏まえて、城南衛生管理組合の担当課長会議で、ほかの市町にも伝えて、それで城陽市さんなり久御山町さんがついていったということがありますので、こういう循環会議もそうですし、担当課長会議もそうですし、横の連携をうまくしていくということでそういう施策が広がっていけばいいなど。

ごみの削減とは直接関係ないかもしれませんが、ふれあい収集みたいなことについても、やっている市町村とやれていない市町村がある。それを、でもやっぱりやるべきだよというように広がっていくのが広域行政、城南衛生管理組合の役割かなとも思っていますので、おそらく頂いている提案については、多くのものはできるんだと思います。それをそれぞれの市町単位で見たらなかなか難しいけれども、もう少し広げたらできるのであれば、私どもが音頭を取って、3市3町が連携してできるようにしていきたい。ただ、そうは言いますが、プラスチックから紙ごみから、いろんな課題がありますので、全部、一遍にスタートは無理ですけども、今、取りあえずプラスチックから、来年の4月からを目指してやっていますけれども、そういうふうにできるものからやっていくということが大事かなとも思っています。そういう意味では、頂いた意見の多くは、課題はあるにせよ、前には進むのかなとは考えています。

以上です。

○山本 精委員長 宮園委員。

○宮園智子委員 いろいろお聞かせいただいて、ありがとうございます。

お伺いしていたら、名称を変えるとか、そういうのは難しそうなんですけれども、ごみ袋の有料化とか、あと、民間回収とか、生ごみとかは実現しやすいのかなと思いました。

あとは、宇治市さんもやっておられたように、学生服のリユースというのはすごくいいので、ぜひ、城陽市に持って帰れたらなと思います。ありがとうございます。

以上になります。

○山本 精委員長 ほかに質問は。

松峯委員。

○松峯 茂委員 ありがとうございます。

資料をしっかりとまとめていただいて、ありがとうございました。高校生の意見もよ

く理解できましたので、ありがとうございました。

野村専任副管理者もおっしゃっていましたが、横のつながりが特に大事なかと私も思いましたし、また、若い人と年配の方の意見、縦の意見も大事やなというのもよく分かりましたので、今後、また推進会議の方で具体的に進めていってほしいなと思うんですけども。

ただ、ちょっと角度は違うかも知れませんが、例えば定点収集のときに、町内会でごみを集められたりするんですけども、今、よそから車に積んできて、ぽんとほかしていくところもありまして、それとか、やっぱり不法投棄が多かったりという、ちょっと悪い面も、皆さんで一遍、またこれも議論していただきたいなど。取締りをどうしていくのかということもありますし。これは各市町、大概、悩んでいる問題ですので、前に進んでいただく施策も大変重要なんですけども、後ろに隠れている施策の方も、ちょっと丁寧に対応していただけたらなと思いますので、何かございましたら、よろしく願いいたします。

○山本 精委員長 野村専任副管理者。

○野村賢治専任副管理者 持込みごみの関係は時々聞きます。京都の南部の市町村でも、車で来て、その回収の日にごみを出している。南の方は有料化があるということもあるんでしょうけれども、あるいは醍醐辺り、京都市さんとの境目辺りは宇治市に捨てに来ているんじゃないかという話もありますし、それは個人さんがする廃棄物処理法違反の行為なんですけれども、業者さんがされることもございます。こういったことについても、あまり確たる情報は得ていないんですけども、今、委員からご紹介がありましたように、そういったことも私どもの担当課長会議で横連携をしながら情報を共有して、どうしていくべきかということも大事かと思っておりますし、以前、少しテーマとしてありましたのが、ごみ収集場所からの持ち去り。これは城陽市さんが条例をつくられて、それは違法だということになっているんですけども、警察さんと話をしても、実際はなかなか取り締まれないということも聞いております。それはごみなのか資源なのか、微妙なところもあるんですけども、そういったことについても、一定の横連携の中で対策を考えていけたらいいなと思います。

以上です。

○山本 精委員長 松峯委員。

○松峯 茂委員 ありがとうございました。よろしく願いいたします。

○山本 精委員長 ほかに質問はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山本 精委員長 ないようですので、2点目の、ごみ処理手数料の状況についての説明

を求めます。

川戸施設課長。

○川戸辰也施設課長 それでは、資料に基づきまして、ごみ処理手数料の状況についてをご説明させていただきます。

初めに、1、現状でございます。

組合では、市町の定期収集とは別に、管内の事業所から排出される一般廃棄物である事業系一般廃棄物と家庭からの持込みごみの受入れを行っており、その手数料は表1のとおりとなっております。

ほとんどはⅡ類の廃棄物であり、現在の単価は平成15年度に改定してから20年以上改定されていないという状況となっております。

次に、2、手数料算定の考え方についてですが、廃棄物処理法では、事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならないと規定されていますので、ごみ処理手数料の算定は受益者負担を原則としますが、周辺の自治体の状況やごみ減量の観点も含めて設定を行う必要があります。

3に、手数料算定の基準となるごみ処理単価の推移を示します。

図1のとおり、ごみ1トン当たりの処理単価は、物価や光熱費等の高騰による処理経費の増加に加え、ごみ減量の影響もあり増加傾向となっており、令和5年度では、ごみ1トン当たり約3万円となっております。

2ページ目の4、課題ですが、(1)のとおり、ごみ処理単価は増加傾向であり、現状のごみ処理手数料と大きく乖離している状況になっています。また(2)のとおり、近隣団体のごみ処理手数料を見ても組合の手数料は低めであり、近隣からのごみの混入が懸念されます。そのため(3)ごみの減量や資源化の促進も考慮し、ごみ処理手数料の改定を検討する必要があると考えております。

説明は以上となります。よろしくお願いたします。

○山本 精委員長 以上で説明が終わりました。

質問はございませんか。

山崎委員。

○山崎 匡委員 まず、資料の3番の単価の推移でお聞かせいただきたいんですけども、これは、1の現状のところでは示されている4つの分類、簡単に言うと4つの分類があると思うんですが、これを総合した単価になっているということなのか、さらにこれに何か、この単価を計算するに当たっての指標が、ほかに項目等があるのかというのを、まず、お聞かせいただけますか。

○山本 精委員長 川戸施設課長。

○川戸辰也施設課長 ごみ処理単価の算出の方法なんですけれども、基本的には、通常、処理いたします焼却処理と破碎処理、こちらの方が持込みごみの対象となっております。

すので、その処理経費全体から発電収入等を引きまして、それを単純に搬入量で割ったものがごみ処理単価という形で出させていただいております。

それでいいますと、Ⅱ類、通常の廃棄物になるんですけども、こちらの方がそれに相応するのかなというところで、こちらの方に大きな乖離が出ているという状況になっております。

○山本 精委員長 山崎委員。

○山崎 匡委員 ということは、資料で先ほどご説明いただいた、令和5年の単価がありますね、これは1トン当たりなので、例えば上のⅡ類のところで見ると、100kgまでごとに1,500円ということなので、これを1トンにすると、実情としてはそのまま10倍したらいいということではよろしかったですか。

○山本 精委員長 川戸施設課長。

○川戸辰也施設課長 おっしゃるとおりで、1トンであれば1万5,000円に相当するということになります。

○山本 精委員長 山崎委員。

○山崎 匡委員 ありがとうございます。

であれば、約倍以上の開きがあるということですよ。その中で、持込みごみ、当然、それぞれの市町から出る家庭系のごみの持込みもあるし、事業者の持込みもあるということなので、単価を、例えば今の現状に合わせて倍にすることになると、民間の事業者のところというところのどの程度の負担になるのかということと、あとは、それぞれの構成市町というところのどの程度の負担になるのかということ、それも単純に、今かかっている経費の倍ということで考えたらいいか、それとも何か、単純に倍にして単価を合わせることが必要なんだったら倍になるんだろうけど、何かほかの要素があってそうならないのか、この考え方として、単価を設定するときにはどの部分の考え方を採用してやるのかということなので、今現状について、これを出しておられるということは、やっぱり単価の見直しが必要だと思って出しておられるので、その見直しに向けて、今、どういう考え方を持っておられるのかということをご説明いただけますか。

○山本 精委員長 川戸施設課長。

○川戸辰也施設課長 まず、末端の事業者さんのところでどのような負担になるかということについて、通常、事業者さんがごみを排出されるのは許可業者さん、一般廃棄物の収集運搬の許可を持っておられる業者さんが集めに回ることになりますので、その時点では、収集の手数料に併せてこの処理手数料を取られるということになりますので、ここが倍になったから全体が倍になるということではないと思います。

けども、料金設定は個々の業者さんでまちまちかなと思いますので、私どもは正確には把握しておりませんが、倍にはならないのかなと考えております。

また、家庭におきましては持込みでされるということになりますので、単純に、当組合の施設で支払う料金が、仮に3万円という単価設定になった場合は倍になるんですけども、こちらについても、どのような料金設定にするべきかというところにつきましては、これから、まだ検討かなと思っております。

以上です。

○山本 精委員長 山崎委員。

○山崎 匡委員 持込みについて、今ご説明いただいたので、それはよく分かりました。

あくまで持込みの単価なので、単価設定の見直しというのはそうなのですが、ただ、単価のいろんな要素でこれだけ上昇している状況があるのであれば、当然、衛生管理組合全体で処理をしている処理費用自体が相当に上がっているというのはもちろん分かるわけで、そうすると、各市町の負担金を当然上げることが必要になってくる。そうすると、例えば市町の考え方で、市町に戻ったときに、ごみ処理に相当費用がかかっている、言うたら、自治体では社会保障費が右肩上がりに伸びているということですよ、それと同じように、ごみ処理も右肩上がりに伸びているとなると、今度は住民の皆さんに対してご負担を願わなあかんという考え方に立ち返っていくわけで、そうすると、今回はあくまで持込みごみの手数料のお話ですけども、そういうところの議論をどうするかという問題に私たちはぶつかってしまうんです。年々、負担金が増えていて、それを市町に持って帰って、市町の中で議論する機会が少ない部分ではあるんですけども、どうしても全体の必要経費ということであれば、必要な分は負担をしなければあかん。ただ、それが住民の皆さんにそのまま返ってしまうということになるので、考え方として、持込みごみのみならず、衛管の、上がっている処理費用について、自治体にかかる分担の部分でいうと、どの程度、考えていく必要があるのかということなんです。

私は根本的な議論をあまりこの場でさせていただいたことがないので、ぜひ、その部分の考え方も含めてご説明をいただいて、さらに今回出されています持込みごみの手数料の改定の考え方についても知っておく必要があるなと思っていますので、全体的なことでも申し訳ないんですが、教えていただけますか。

○山本 精委員長 野村専任副管理者。

○野村賢治専任副管理者 ご承知のとおり、城南衛生管理組合の財源のほとんどが市町の分担金でございます。かつては40数億の分担金を頂いたこともありますけれども、ここ十数年は30億円の前半、今、後半ぐらいになってきていますけれども、の分担金を頂いています。そうした中で、施設の改修、整備等で、例えばリサイクルしようと思うと、単純に燃やすよりも多くのお金がかかっている。でも、それは法律上やらなければならないということで、どうしても処理単価が増えてきています。そして、最近は、

令和4年度以降、ウクライナですとか、そういったこともあって、経費がかなり上がってきています。燃料費に至っては、4年度と7年度で比べると、やっぱり4割ぐらい上がってきています。その他の経費も2割ぐらい上がってきています。それを、城南衛生管理組合としては何とか分担金に転嫁しないように、今、来年度の予算も積算しておりますけれども、そうは言いましても、これだけ物が上がってくる、経費が高くなってくると、負担いただける部分は、やっぱり住民の方にも負担いただく必要があるのかなと思っております。現在、今のごみ手数料で、ほとんどが事業者の方からなんですけれども、大体3億円ぐらい手数料を頂いております、これが単純に、例えばトン当たり3万円に置き直すとすると、大体、あとプラス3億円ということになります。収入が3億円増えたらどうなるかということ、それは単純に市町の分担金が3億円減ることになりますので、それぞれの市町において、別のことにその税金が使えるということになってきますので、私どもは、前回、し尿の処理手数料を改定させていただいて、あのときも、事業で出てくるし尿については100%ということに値上げをさせていただきましたが、今回も、それだけの経費がかかっているんだから、減らす努力はしていますけれども、やっぱり負担していただくべきではないかと。そのことが、市町から頂く分担金を減らすことにもつながると考えております。

特に、まだ物価高騰で上がろうとしている中で、いろんな策を講じていかないと、何もせずに単純に、そのお金が要るから分担金をくださいねと言うわけにもいかないと考えていますので、この辺りをご理解いただいて、利用者から分担金を頂くというのが必要かなと考えています。全体の枠組みとしてはそういうことです。

○山本 精委員長 山崎委員。

○山崎 匡委員 全体の枠組み、詳しくご説明いただきまして、よく分かりました。

ただ、もう1点懸念されるのは、例えばですけれども、今の状況に合わせて、そのまま料金に転嫁するということになる、事業活動が支えられるのかどうかということですよ。収集事業者の方、もちろん必要な経費は収集のときに相手方に課されるということにはなっていくと思うんですが、そうすると、その先の事業者の皆さんの経費が増えてくるということで、事業活動にどう影響するのかということまでであると思っています。なのでバランスが相当重要になってきますし、丸々そのまま上げて、それが、例えば間を介する収集事業者の皆さんが、これだけ上がったんだから、やっぱりうちもこれだけ上げさせてもらわなければあかんということで、さらに、人件費が高騰しているから、そこにさらに上乘せして転嫁するとかいうことになってくる懸念をすごく感じるんです。それをどの程度に、抑えるかと言うたら変なんですけど、必要な分は必要な分ということでご説明いただいたので、改定が必要だとは思いますが、私は絶対に改定したらあかんという考え方ではないので。

ただ、どの程度のバランスにしていくかということにいうと、先ほどのご説明であれば、必要なら必要な分だけという形かなという受け止めになったんですけれども、その辺り、最後に、必要なら必要な分だけということなのか、それとも、もう少し検討が必要なのかということを含めてご説明いただけたらと思います。

○山本 精委員長 川島施設部長。

○川島修啓施設部長 結果的に言いますと、事業活動に伴って、受益者負担の考え方から申し上げますと、必要な分は頂くという場合ですと、基本的には組合は処理専門になりますのでそういう考え方になるんですけども、そういう支援という立場になりますと、組合の方では規約上の問題もありますし、なかなか踏み込めないところもあるんですけども、し尿処理手数料の場合ですと、市町に一旦持ち帰っていただいて、ご意見を頂いたという形で進めさせていただいておりますので、その分、倍の負担を少し軽減となりますと、結果的に税負担という形になってきますので、その辺は市町の方にも相談をしながら、じっくりと、さらに検討を進めさせていただきたいと思っております。

それと、倍増するということなんですけども、昨今で言いますと、近畿圏はそうでもないんですけど、近畿圏は大阪フェニックスがありますので、手数料が倍につり上がるとかは、あまり事例はないんですけども、関東の方ですと、普通に2倍とか、手数料が上がっている自治体もございますし、また、民間業者、いわゆる産廃として排出するとなりますと、あくまでも近畿圏の相場なんですけども、トン当たり平均4万程度の負担となりますので、手数料的には相応かなという感じはするんですけども、今、委員のご質問がありましたように、その負担の求め方については、一旦、構成市町にもご相談しながら、今後さらに検討を進めていきたいと考えております。

○山本 精委員長 山崎委員。

○山崎 匡委員 ありがとうございます。

おっしゃったように、構成市町がどう判断するかということも一因としてはあるということですね。ということは、構成市町でも本来はこういう議論をしたほうがいいんじゃないかなと思っております。

おっしゃったように、2の手数料算定の考え方で受益者負担ということなので、それが大原則のもとでということと、組合は、お答えいただいたように、処理をするという業務分掌上、それより先のことは、やっぱり構成市町の方で考えていかないといけないということなので、例えば補助制度であるとか支援制度であるとか、もしやるとすればですけども、考えないといけないということで、その辺、各市町の担当者も、もちろんいろいろ知っておられるんですけど、全国的な事例で、民業に対し本来は受益者負担で事業者負担をすべきなんだけども、それだけでは事業活動が回らないよということで、今取り組んでおられるような手だてとか、何かご存じのものがあれば少しご紹介いただきたいと思うんですが。なければないで、また私も自分で調べないといけないなと思っておりますので。お願いします。

○山本 精委員長 川戸施設課長。

○川戸辰也施設課長 かなり昔に調べたことでもあるので、今どうなっているかというのが定かな情報ではないんですけども、都市部というよりは、地方では、やはり企業の

誘致が難しいということもございますので、例えば事業活動であっても収集は町なり村が無料で行うということをしているところもあるとは、当時、聞いておりますけども、昨今、手数料が高くなってきている状況ですので、続いているかどうかというのが分からないんですが、そういった事例がないことはないということです。

この近辺でという、あまり聞かないのと、大きな都市では、やはり審議会なんかを設けながら手数料を算定されているというのがありますので、その中では、意見として、小さな事業者は特にそういう費用を出すのが難しいので、その辺の考慮が必要ですよねというご意見があるというのは承知しております。

○山本 精委員長 山崎委員。

○山崎 匡委員 ありがとうございます。大丈夫です。

○山本 精委員長 ほかに質問はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山本 精委員長 特にないようでございますので、以上をもちまして、本日の議題は終了しました。

なお、本日の委員会の発言については、速記録を点検し、不適切な発言等がありました場合、委員長において精査いたしますので、よろしく願いいたします。

それでは、これをもちまして、総務常任委員会を閉会いたします。どうもお疲れさまでした。

午前10時52分閉会